防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一五号）
外交防衛委員会に付託
金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五号）
財政金融委員会に付託

質問主意書転送

十一月二十一日次の質問主意書を内閣に転送した。
「年金機能強化法」改正案により平成二十九年八月から実施される年金受給資格期間短縮に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第三一号）
ブラック求人の監視と取り締まり強化に関する質問主意書（川田龍平提出）（第三二号）
反対票を投じた国連「多国間核軍縮交渉の前進」決議案に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三四号）
日本及び韓国による歴史共同研究の推進に関する質問主意書（藤末健三提出）（第三五号）
平成二十八年熊本地震における政府による被災自治体の職員の支援強化に関する質問主意書（藤末健三提出）（第三六号）
平成二十八年熊本地震による被災住宅の公費解体等への自衛隊の活用に関する質問主意書（藤末健三提出）（第三七号）
日朝交渉に関する質問主意書（有田芳生提出）（第三八号）

人事異動

内閣

内閣府大臣補佐官に任命する
三輪　芳朗
内閣府特命担当大臣を補佐させる（九月十六日）
山本内閣府特命担当大臣
内閣府
金城　徹
願に依り沖縄振興審議会委員を免ずる
翁長　俊英
沖縄振興審議会委員に任命する（以上十一月十七日）
青木　玲子
公正取引委員会委員に任命する（十一月二十一日）

財務省

（国際局次長）財務事務官　土井　俊範
国際局長武内良樹外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（十一月十八日）

会計検査院

（第四局文部科学検査第二課長）
会計検査院事務官　山崎　淳也
第四局文部科学検査第一課長に配置換する
（第四局文部科学検査第一課長）
同　岡村　靖朗
第四局文部科学検査第二課長に配置換する
（第四局文部科学検査第二課専門調査官）同　牛木　克也
第四局文部科学検査第一課文部科学統括検査室長に配置換する
（第四局文部科学検査室長）同　長井　剛彦
第四局文部科学検査第二課専門調査官に配置換する（以上十一月二十四日）

最高裁判所

福岡家庭裁判所判事　永松　健幹
福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所判事
福岡高等裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所長を命ずる
長崎地方裁判所判事兼長崎家庭裁判所判事・長崎簡易裁判所判事　岸和田羊一
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・小倉簡易裁判所判事　増田　隆久
長崎地方裁判所判事に補する
長崎地方裁判所長を命ずる
兼ねて長崎家庭裁判所判事に補する
長崎家庭裁判所長を命ずる
長崎簡易裁判所判事に補する
長崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
福岡地方裁判所判事・福岡簡易裁判所判事　田口　直樹
福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる
福岡地方裁判所小倉支部長を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる
福岡家庭裁判所小倉支部長を命ずる
小倉簡易裁判所判事に補する
小倉簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・福岡簡易裁判所判事　丸田　顕
福岡家庭裁判所判事の兼補を免ずる
部の事務を総括する者に指名する（以上十一月十三日）
判事兼簡易裁判所判事　児玉　禎治
大阪地方裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事　岩下　五夫
柳川簡易裁判所判事に補する（以上十一月十四日）

○定年退官
判事木村元昭は十一月十二日限り定年退官
簡易裁判所判事田中元は十一月十三日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛知県及び長野県へ行幸啓のため、十一月十六日午前九時五十五分御出門、同月十八日午後四時十二分還幸啓になった。
天皇皇后両陛下は、十一月二十一日午前十時二十八分御出門、第三十二回国際生物学賞授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後零時三十分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成28年11月24日
東北地方整備局長　川瀬　弘之

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	7号	秋田県大館市豊町4番1から同市字桂城8番14まで

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成28年11月24日
関東地方整備局長　大西　亘

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	15号	品川区東大井二丁目968番1から同区南大井二丁目13番9までの上下線
一般国道	15号	品川区南大井二丁目13番9から同区南大井二丁目22番1までの下り線

四国地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占用者その他工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき、公示する。
平成28年11月24日
四国地方整備局長　名波　義昭

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　小型船舶2隻、船舶用物品庫1基
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
(1)　放置されていた場所　徳島県板野郡北島町中村字前須地先（一級河川吉野川水系今切川左岸6km付近）
(2)　除却した日時　平成28年10月18日14時20分
3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
(1)　保管を始めた日時　平成28年10月18日14時40分
(2)　保管の場所　徳島県板野郡北島町高房字百庵ノ前地先